

犯罪多発注意報 発令通知内容

発 令 者 滋賀県警察本部長（「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり実践県民会議）

発令対象種別 子ども対象犯罪（ ）多発注意報
 女性対象犯罪（痴漢等）多発注意報
 高齢者対象犯罪（ ）多発注意報
 その他犯罪（ ）多発注意報

発 令 期 間 （即発令）平成26年7月16日（水）から平成26年7月25日（金）まで
（延 長）平成26年7月26日（土）から平成26年8月4日（月）まで

発 令 地 域 県内全域
 地域指定
 大津地域 南部地域 甲賀地域
 東近江地域 湖東地域 湖北地域
 高島地域

※県内7圏域について

大津地域：大津市

南部地域：草津市、栗東市、守山市、野洲市

甲賀地域：甲賀市、湖南市

東近江地域：東近江市、近江八幡市、愛荘町、日野町、竜王町

湖東地域：彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町

湖北地域：長浜市、米原市

高島地域：高島市

● 痴漢等事件の発生状況

- 日時 平成26年1月16日～7月24日までの間（発令期間中）
- 件数 強制わいせつ等4件（前年同期比+1件）、公然わいせつ0件（前年同期比-1件）、県迷惑防止条例違反4件（前年同期比-5件）、軽犯罪法違反0件（前年同期比±0件）

● 発生の特徴

- 大津市、彦根市、長浜市、草津市及び野洲市で発生
- 被害者は10代、20代の女性
- 発生場所は、路上や店舗の建物内で発生

● 被害防止策

- 暗い道の一人歩きを避ける
- 電車利用後、駅から徒歩で自宅に向かう途中での被害が見られることから、帰り道はなるべく人通りの多い場所を通行する。
- 音楽プレーヤーを聴きながら、携帯電話機を操作しながらの歩行は避ける。
- 歩行時、時折背後を振り向く等「私は警戒している。」ことをアピールする。